

**物価高騰対応緊急支援事業
業助成金を支給します**

支給世帯

基準日(令和4年6月1日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯のうち、

- ・65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ・障がい者世帯
- ・ひとり親世帯
- ・右記の3世帯に準ずる世帯と特に認める世帯

※ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

支給額 1万円
申請方法

対象となる世帯には、申請書を送付しています。必要事項を記入の上、返信用封筒により返送してください。

提出期限 10月31日(月)

◎問い合わせ:

福祉課地域福祉係
☎(24)5063
Fax(22)1547

**後期高齢者医療制度
10月1日から被保険者証が新しくなります**

現在お使いの被保険者証(藤色)は、9月30日で有効期限を迎え、10月以降、使用できなくなります。

10月1日から使える被保険者証(ピンク色)は9月下旬頃被保険者全員に郵送されます。



10月1日から一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者の方は、窓口負担割合3割の方を除き、窓口負担割合が2割になります。

2割負担となる対象者は、住民税課税標準額が28万円以上かつ単身世帯では年間収入が200万円以上の方、複数世帯では年間収入が合計320万円以上の方が属する世帯の方になります。

◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係
☎(55)5107
Fax(22)1547

敬老記念品を贈呈

高齢者の皆さんの長寿をお慶び申し上げます。喜寿、米寿、白寿の方に記念品を左記によりお届けします。

※基準日 8月1日



| 対象者 | 配布時期 | 配布方法 |
|---------|----------------------|---------------|
| 喜寿(77歳) | S 20.4.2 ~ S 21.4.1生 | ゆうパック |
| 米寿(88歳) | S 9.4.2 ~ S 10.4.1生 | |
| 白寿(99歳) | T 12.4.2 ~ T 13.4.1生 | 市職員がご自宅に直接お届け |

その他

市内の特別養護老人ホームに入所の方については、施設を通して贈呈します。

◎問い合わせ

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114
Fax(22)1547

**「ウクライナ人道危機救済
援金」募金額のご報告および御礼**

募金総額 3万4516円

市では、ウクライナ人道危機対応を支援するため、市役所本庁および各支所に募金箱を設置し、受け付けしました。ご協力いただきました皆さまに御礼を申し上げます。

お預かりした募金は、日本赤十字社(福島県支部二本松地区)へ全額寄附いたしました。日本赤十字社が行っている支援の詳細については、日本赤十字社ウェブサイトに確認することができます。

なお、日本赤十字社では、引き続き9月30日まで救済金の受け付けを行っています。



日本赤十字社
ウェブサイト

◎問い合わせ:

福祉課地域福祉係
☎(24)5063
Fax(22)1547

**マイナンバーカード
日曜窓口**

日時

9月4日、11日、25日
午前8時30分
午後4時30分

場所 市民課(市役所1階)

取扱内容

①マイナンバーカード交付申請
: 事前予約不要

②マイナンバーカード受け取り
: 事前予約が必要

※通常行っている日曜窓口の証明書交付は午前中のみとなります。

◎問い合わせ:

市民課市民記録係
☎(55)5104
Fax(22)1547

監査委員に佐藤有議員

7月21日に開催された市議会臨時会において、佐藤有議員の監査委員選任が同意され、同日付けで就任しました。



さとうたもつ
佐藤有 監査委員
(蓬田)